

Additive Manufacturing エリア in JIMTOF2022 出展契約条項

株式会社東京ビッグサイト(以下、「甲」という。)とAdditive Manufacturingエリア in JIMTOF2022(以下、「本エリア」という。)出展申込者(以下、「乙」という。)は、令和4年(2022年)11月8日(火)から11月13日(日)まで開催する本エリア出展にあたり、本出展契約条項および「出展要項」「出展者マニュアル」、その他甲が定め乙に示した規程等(以下、「本出展契約条項等」という。)を遵守する。

■ 出展契約の解除・変更

第8条 乙は出展契約の全部または一部を原則として解除することはできない。ただし甲に書面等にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。この場合、乙からの書面等による通知を甲が受領した日を基準として、乙は甲に以下に定めるキャンセル料を支払わなければならない。

| 期限 | キャンセル料 |
|-----------------|-----------------|
| 出展料金一括支払期日の翌日以降 | 出展料金(税込総額)の100% |

なお、既納の出展料金がある場合はその全部または一部をキャンセル料に充当する。また、出展契約の一部を解除する場合のキャンセル料は、解除する出展規模に相当する出展料金により算出する。

2. 乙が団体の会員企業の資格を失った場合は契約内容の変更となり、乙は一般出展者とみなされる。この場合、甲は乙に出展料金の差額を請求し、乙はこれを支払うものとする。

3. 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除することができる。この場合、甲は乙に既納の出展料金を返還しない。また、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わず、甲に生じる損害等についての賠償を乙に請求できる。会期中、出展契約が解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い第16条に定める原状回復をしなければならない。

(1) 本エリアの開催趣旨に反するおそれがある場合
(2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある場合

(3) 他の出展者に不都合が生じるおそれがある場合
(4) 会場となる建物またはその設備に損害を与えるおそれがある場合

(5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜団体等(総称して「反社会的勢力」という。)に該当すると判明した場合
(6) 出展申込内容に虚偽の記載をした場合

(7) 出展申込内容に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
(8) 本出展契約条項等に反した場合、または甲の指示に従わない場合

(9) 共同出展者または内部出展者が前各号のいずれかに該当する場合
(10) 本エリアにふさわしくない行為等があった場合
(11) その他本エリアの管理、運営上支障があると認められる場合

■ 甲の管理と免責

第10条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について善良な管理者の注意をもって、本エリアの円滑な運営に努めなければならない。甲は、本エリアの円滑な運営を行うため、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は甲の求めた措置を乙の負担により直ちに実施しなければならない。

2. 乙が前項の措置を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

3. 甲は、天災その他不可抗力および甲の責めに帰しえない事由によって乙の出展物・装飾物等に生じた損害または盗難等について一切の責任を負わない。

■ 乙の管理責任

第11条 会期および搬入出期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展契約条項等に基づき、本エリアの円滑な運営に努めなければならない。

2. 乙は自らまたはその代理人の故意または過失により甲または第三者に生じた損害等について連帯して責任を負う。

3. 共同出展者及び内部出展者については、前2項を準用する。

4. 乙は、前項によって準用される本条第2項または前項の規定による共同出展者及び内部出展者の責任について、共同出展者及び内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

■ 出展物

第12条 乙は、甲が別途定める「出展要項」の「出展対象」にある出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。

2. 乙が前項に違反する物を出展し、甲が乙に対し即時撤去を求めた場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。

3. 乙が前項の即時撤去を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

■ 設備使用等に伴う支払義務

第13条 乙は甲が提供する設備またはサービス(以下、これらを「附帯設備等」という。)を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。

2. 共同出展者または内部出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払を行わなければならない。

3. 乙が団体の会員企業である場合、第4条第2項を準用する。

■ 装飾施工

第14条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。

2. 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。

3. 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。

4. 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

■ 立ち入り点検

第15条 甲またはその代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。この場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

2. 緊急に対応を必要とする場合には、甲の事後の報告をもって足りるものとする。

■ 原状回復

第16条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還(以下、これらを「原状回復」という。)しなければならない。

2. 乙が前項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等はできない。

3. 乙は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

■ 禁止事項

第17条 乙は次の行為をすることはできない。

- (1) 出展物を即売すること。(出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。)
- (2) 会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
- (3) 他の出展者、来場者および甲に迷惑となる行為
- (4) 出展スペースを含む会場の建物、設備または敷地に損害を及ぼす様な行為
- (5) 本出展契約条項等において禁止された行為
- (6) その他、甲が不適切と判断した行為

■ 規程の遵守

第18条 乙は本出展契約条項等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 個人情報の取り扱い

第19条 乙が本エリアにおいて、個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関係法令を遵守し、適正な取得・管理・運営を行わなければならない。

2. 個人情報の利用に際しては、予めその目的を公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。
3. 乙の個人情報の取得・管理・運営および利用に際し生じた第三者との紛争については、乙の責任において解決するものとする。

■ 管轄裁判所

第20条 甲および乙が本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。

■ 主催・協賛団体の地位

第21条 本契約条項に定める出展料金の支払および受領(第4条第2項)のほか、甲が本エリアの開催に関して団体に委託した事項につき団体が乙に対して行った行為は甲の行為とみなし、それに関する乙が団体に対して行った行為は甲に対して行った行為とみなす。

■ その他

第22条 乙は、甲にVISA(査証)の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。

第23条 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める規程等によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。